

岩手県告示第29号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和6年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和5年6月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社戸澤建設
 - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市赤坂田45番地の3
 - ウ 代表者の氏名 戸澤正人
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般特－4）第1021号
 - (3) 処分の内容 造園工事業及び解体工事業に関する一般建設業並びに建築工事業、大工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和5年6月8日付けで建築工事業、大工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、造園工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和5年4月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社千葉工作店
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市山目町二丁目16番16号
 - ウ 代表者の氏名 千葉隆夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第2763号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、建具工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和5年4月17日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、建具工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和5年7月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社貝館電器産業
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市堀野字大畑27番地
 - ウ 代表者の氏名 貝館正則
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－1）第4741号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和5年7月26日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和5年7月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 岩手県総合建設業協同組合
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市青山一丁目18番8号
 - ウ 代表者の氏名 藤井寿樹

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第7788号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年6月28日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和5年6月29日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社岡本水道工業

イ 主たる営業所の所在地 宮古市花輪第15地割11番地3

ウ 代表者の氏名 岡本邦男

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第7874号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土木工事業、管工事業及び水道工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年6月26日付けで土木工事業、とび・土木工事業、管工事業及び水道工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和5年7月24日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社田越工務店

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中屋敷町1番33号

ウ 代表者の氏名 田越勝

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第7902号

(3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年7月13日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和5年6月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社菊清工務店

イ 主たる営業所の所在地 遠野市松崎町白岩23地割51番地

ウ 代表者の氏名 菊池清弥

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第8266号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年6月5日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和5年6月19日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社村上エクステリア

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市下太田方八丁46番地2

ウ 代表者の氏名 村上哲也

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－30）第10044号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年6月12日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

- 9(1) 処分をした年月日 令和5年7月5日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社三和建設
- イ 主たる営業所の所在地 一関市真柴字小西52番地36
- ウ 代表者の氏名 千葉充
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第10141号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和5年7月5日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 10(1) 処分をした年月日 令和5年7月3日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社モリキョウ
- イ 主たる営業所の所在地 滝沢市鶴飼細谷地97番地
- ウ 代表者の氏名 小笠原博
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-1)第20361号
- (3) 処分の内容 石工事業及びタイル・レンガ・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和5年6月27日付けで石工事業及びタイル・レンガ・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 11(1) 処分をした年月日 令和5年7月24日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 柏設備
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市津志田南二丁目4番34号
- ウ 代表者の氏名 柏光博
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第21069号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和5年7月19日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 12(1) 処分をした年月日 令和5年7月4日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社アート施工
- イ 主たる営業所の所在地 花巻市高木第19地割70番地12
- ウ 代表者の氏名 吉田信二
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第40027号
- (3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和5年7月4日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 13(1) 処分をした年月日 令和5年6月28日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 櫻グループ株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 一関市萩荘字金ヶ崎31番地1

ウ 代表者の氏名 橋本卓也

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第70230号

(3) 処分の内容 土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年6月27日付けで土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 令和5年6月12日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 岩手県南運輸株式会社

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市赤崎町字石橋前4番地3

ウ 代表者の氏名 志田宏美

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－1）第90051号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年5月19日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 令和5年4月3日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 小鯖板金

イ 主たる営業所の所在地 宮古市八木沢三丁目11番24号

ウ 代表者の氏名 小鯖義巳

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第120068号

(3) 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年1月30日付けで屋根工事業及び板金工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

16(1) 処分をした年月日 令和5年4月3日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 阿部建築

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町船越第22地割138番地

ウ 代表者の氏名 阿部豊美

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－30）第120111号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年4月3日付けで建築工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

17(1) 処分をした年月日 令和5年4月3日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 恵比寿建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 宮古市西町一丁目2番23号

ウ 代表者の氏名 大程祥平

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第120184号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年3月2日付けで土木工事業、とび・土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

18(1) 処分をした年月日 令和5年6月22日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社中村建設

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町下曾根田69番地

ウ 代表者の氏名 中村和芳

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-1)第1610号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年6月20日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。